

事業者の皆さんへ 大切なお知らせです

売上高が1,000万円を超えたら消費税の課税事業者！
記帳や書類の保存がとっても大切です！

消費税の事業者免税点が
1,000万円に引き下げられています

↓
どうということ？

例えば

平成15年分の売上高が1,000万円を超えている個人の方は
平成17年分消費税の課税事業者となります

↓
該当の方は

速やかに「課税事業者届出書」を提出してください

(簡易課税制度を選択される方は、「簡易課税制度選択届出書」の提出(平成17年に新たに課税事業者となる方は、平成17年12月31日までに提出してください。)もお忘れなく！)

↓
17年1月から

重要

日々の記帳や書類の保存が必要です

(例えば、簡易課税制度を選択されていない方は、帳簿と請求書等の保存がないと、仕入れや経費の支払の際の消費税分を控除することができません。)

↓
18年3月までに

適正な記帳等に基づく平成17年分消費税の申告と納税

(納税資金の積立てによる期限内納付や個人事業者の方は振替納税のご利用をお願いします。)

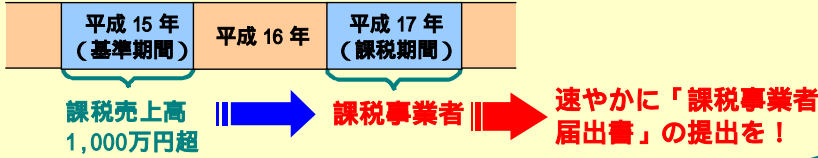
申告は先でも、
今から準備が必要です

記帳の仕方や消費税の仕組み等についてお分かりにならない点がありましたら、お気軽に最寄りの税務署までご相談ください。

これだけは確認しておきましょう

1. 課税事業者となるかどうかの判定

平成17年に課税事業者となるかどうかは、平成15年の課税売上高が1,000万円を超えるかどうかにより判定します。新たに課税事業者となる方は、速やかに「課税事業者届出書」を所轄の税務署に提出してください。



「課税売上高」とは？

消費税の課税対象となる取引の売上高をいいます。

なお、ほとんどの取引が消費税の課税対象となっていますが、土地の売却収入や住宅家賃など、一部の取引は消費税の課税対象から除かれています。

売上利益ではありません。

2. 納付税額の計算方法の選択

納付税額の計算方法には、「一般課税」と「簡易課税」の2つの計算方法があります。

「一般課税」により計算するのが原則ですが、前々年の課税売上高が5,000万円以下の方は、**事前に**「簡易課税制度選択届出書」を提出することにより、簡易課税制度を適用して申告することができます。

「一般課税」を適用する場合と「簡易課税」を適用する場合とでは、納付税額に差異が生じます。例えば、簡易課税制度では「みなし仕入率」により納付税額を計算しますので、多額の設備投資を行なった場合などで一般課税により計算すれば還付となる場合であっても、還付を受けることはできません。

どちらの方法を適用するかは慎重に行ってください。

なお、申告時になってから計算方法を変更するといったことはできませんので、十分ご注意ください。

納付税額の計算方法（概要）

一般課税 課税売上げに係る消費税額から課税仕入れ等に係る消費税額を控除して、納付する消費税を計算します。

$$\text{消費税の納付税額} = \text{課税売上げに係る消費税額} - \text{課税仕入れ等に係る消費税額（実額）}$$

(例) 課税売上高 1,000万円、課税仕入高 800万円の場合
納付税額 = 1,000万円 × 5% - 800万円 × 5% = 10万円

簡易課税 課税売上げに係る消費税額に事業に応じた一定の「みなし仕入率」を乗じた金額を課税仕入れ等に係る消費税額とみなして、納付する消費税額を計算します。

$$\text{消費税の納付税額} = \text{課税売上げに係る消費税額} - \left(\text{課税売上げに係る消費税額} \times \text{みなし仕入率} \right)$$

(例) 課税売上高 1,000万円の小売業者の場合
納付税額 = 1,000万円 × 5% - (1,000万円 × 5% × 80%) = 10万円

この部分の計算が異なります

「簡易課税制度選択届出書」の提出は？

簡易課税制度を選択しようとする個人事業者の方は、その適用しようとする年の前年12月末までに提出しなければなりません。なお、平成17年に新たに課税事業者となる個人事業者の方については、平成17年12月31日までに提出すれば、平成17年分から適用することができます。

「みなし仕入率」は？

第一種事業(卸売業).....90%
第二種事業(小売業).....80%
第三種事業(製造業).....70%
第四種事業(その他の事業).....60%
第五種事業(サービス業等).....50%
(注) みなし仕入率は、取引単位で適用します。

3. 帳簿の記載や書類の保存

課税事業者は帳簿を備え付け、これに取引の内容を整然とかつ明りょうに記載し、7年間保存しなければなりません。帳簿は消費税の納付税額を計算する際に必要となるばかりでなく、次の点からも大変重要です。

一般課税を適用する場合

一般課税を適用される方は、課税仕入れ等の事実を記録した帳簿と請求書等の両方の保存がない場合、仕入や経費の支払の際の消費税分を控除することができません。

簡易課税制度を適用する場合

簡易課税を適用される方は、課税売上高を事業の種類ごとに帳簿等で区分しておく必要があります。事業の区分が明確にされていない場合には、その事業者の行っている事業のうち最も低いみなし仕入率が適用されます。

このリーフレットは、主に個人事業者の方向けに作成したものです。法人の場合には、適用開始時期や簡易課税制度選択届出書を提出すべき時期などが異なりますので、ご注意ください。